四旦二一 状態犯 不可罰の根拠

(-)

のをいう (たとえば窃盗罪)⑴。しかし、犯罪事実とはみとめられな 侵害の状態が継続するがそれはもはや犯罪事実とはみとめられないも 態犯とは「法益侵害の発生によって犯罪事実が終了し、それ以後法益 犯罪事実が完成し同時に終了するもの」を即成犯と呼ぶのに対し、 よれば、「一定の法益の侵害または侵害の危険が発生することによって にある。 不可罰的事後行為という概念は、状態犯という概念と不可分の関係 従って、 先ず状態犯から説明しておく必要があろう。 団藤に 状

利用ないし処分を当然あるべきことと予想しているため、その予想の 立せず不可罰なのかと言えば、 窃盗犯人が盗品を損壊しても別に器物損壊罪は成立しない⑵]。なぜ成 構成要件を充足するものであっても、 れている違法状態に包含されるものであるかぎり、事後の行為が他の とがはじめから予想されている。かように当構成要件によって予想さ れている。即ち、「状態犯においては、 状態犯概念の中に、事後行為が不可罰とされる理由が既に組み込ま 窃盗の構成要件が、 別罪を構成しない。たとえば、 犯罪完成後に違法状態が続くこ 盗品のある程度の

わけである。 しかし、この説明にはいくつかの点で疑問がある。

範囲内に納まる限りは、

殊更取り上げて処罰の対象にしない、という

となると果して盗取に当然に、少なくとも通例のこととして伴われる 例えば、 都合の良い場所まで盗品を移動するのは当然であろう。 る盗品の運搬が挙げられるのが常である。 でが評価済みとして不問に付されるのか、その基準が明らかではない。 において包括的に評価していると言うのであるが、どのような行為ま 状態犯の構成要件は、 前述の損壊の他に、不可罰的事後行為としては犯人自身によ 犯罪終了後の構成要件行為まで一定限度 盗んだ以上、 犯人が自分に

この定義は文法的におかしい。「法益侵害の発生によって犯罪事実は終

終了した犯罪事実を状態犯と呼ぶのだとすれば、

いものではなくて、

はみとめられないものが、本稿のテーマとなる不可罰的事後行為であ

態を継続させるもの」と修正しておいた方がよいだろう。

それ以後もなお、

犯罪事実とはみとめられない法益侵害状

犯罪事実と

満

台

西

-(59)-

行為である(3)。ているが、むしろこちらの方が損壊より遙かに予測のつきやすい事後を引き出した事案で、最高裁は、窃盗罪に加えて詐欺罪の成立を認め行為なのか疑問を禁じ得ない。盗み出した貯金通帳で郵便局から金員

由で包括的評価内に入る行動と解されねばならないだろう。由で包括的評価内に入る行動と解されねばならないだろう。由で包括的評価内に入る行動と解されねばならないだろう。と受けたり、拾得した国鉄乗車券を自分が買ったかのように装って払戻受けたり、協石で不正に得たパチンコ玉の窃取は、それ自体としる4。なぜなら、「通帳、小切手、パチンコ玉の窃取は、それ自体としるのであり、また、乗車券の拾得もそれ自体では意味がなく、これをものであり、また、乗車券の拾得もそれ自体では意味がなく、これをものであり、また、乗車券の拾得もそれ自体では意味がなく、あくまで払戻し、換金、景品との交換を目的とするものであり、また、乗車券の拾得もそれ自体では意味がなら、これらは表である。従って、損壊が窃盗や横つにとって予定された行動であるのなら、これらはそれ以上に強い理師にとって予定された行動であるの私人の行動として、これらは大力に関いたがある。

る。 判断が法律の明示規定を根拠とすることなく、 価 るとはいえで」ない、と解するのが正当と言うべきである。 を評価するものであって、窃盗行為のほかにその事後行為である盗品 ても二六一条の構成要件に該当しないとなれば、構成要件は複雑な法 壊」(二六一)する行為まで含み、そのために窃盗犯人が盗品を損壊し 確化することによって、行為者の自由の範囲⑹」を明らかにすること の損壊行為や運搬行為までをその構成要件によって評価しつくしてい 的評価を要するものとなり、国民の自由を保障するどころではなくな を意味している。例えば、「他人ノ財物ヲ窃取」(二三五)が、「物ヲ損 の限界が法律によって規制されず、換言すると、 やはりあくまで「窃盗罪という一個の構成要件は、 構成要件の自由保障機能とは、構成要件が「犯罪を個別的に明 専ら裁判官の価値観で 構成要件該当性の 窃盗行為だけ 包括的評

、なわれることになるため、罪刑法定主義という観点からも問題であ

(3) そこで、事後行為も構成要件には該当するとしておかなくては、不る。に、事後行為が他ならない。だからこそ不可罰の理由を説明する際に、「事後の行為が他ならない。だからこそ不可罰の理由を説明する際に、「事後の行為が他ならない。だからこそ不可罰の理由を説明する際に、「事後の行為が他ならない。だからこそ不可罰の理由を説明する際に、「事後の行為が他ならない。だからこそ不可罰の理由を説明する際に、「事後の行為が他である。

限者の意思に反して奪われた物については簒奪者が事実上の所有権者定していないのではないか、というようなことである。なぜなら、権例えば、器物損壊構成要件は、違法な手段で占有が取得された物を予構成要件該当性が認められないのではないか、との疑念が湧いてくる。このように考え進めて来ると、器物損壊罪にしても何らかの理由で

別罪を構成しないとする従来の説明が、以上のような意味であるとす である。 となり、 処罰されない行為ということになる。 立するように見えても、実際には構成要件該当性を欠くことによって れば、首肯できる。即ち、不可罰的事後行為とは、一見犯罪として成 はみ出した部分即ち占有移転を先行させない損壊ではないかと思われ 最初の占有侵害を防ぐべく、そこに重点を置いて処罰するだろうから 先行行為の構成要件が事後の行為まで包括的に評価しているため 従って、器物損壊として類型的に捉えられるのは、そこから いかようにも処分できるようになるので、法は何よりも先ず

異にする。前者は、一見したところでは、構成要件該当と評価されや行為であるとは言え、不可罰的事後行為は読書や散歩とは些か性質を ると、 に表現されたものが多い。そのためどうしても解釈で補う必要も出て という必要はない⑽」との批判がある。 と「他の構成要件を充足」との矛盾も、ここにおいてようやく解消さ すい行為である。前に指摘した「構成要件によって予想されている」 ざる構成要件」を看過したり、単語の意味の限定が不充分だったりす よって個別化されると思われる。ところが、補充が不完全で「書かれ 来るわけで、 倫理的に判断のつく自然犯を定めたものであるという理由からか簡潔 為は初めから犯罪とならないのであって、わざわざ不可罰的事後行為 れることになる。つまり「充足するものであっても」は、「充足するか これに対しては、「構成要件該当性を欠くというのであれば、その行 ように見えても」の意である。 数罪成立といった事態にもなる。従って、等しく構成要件不該当 本来は一構成要件にしか該当しない行為が複数構成要件に該当 補充が完全であれば刑法典の犯罪はすべて構成要件に しかし刑法典の条文は、社会

相違があるにせよ、理論的にはどちらも適法行為であって区別ができ このように実際面では、全くの適法行為と不可罰的事後行為とで、

> を産み出してくる「状態犯」でなければならない。 の批判は正当なわけである。 ない、その点では「わざわざ不可罰的事後行為という必要はない」と そこで、 次の検討課題は、 そういう概念

註 (一)

団藤重光、 刑法綱要総論改訂版(以後、 団藤総論と略す)、一一七頁。

(2) (3)団藤総論、 四二〇頁。

(1)

Strafgesetzbuch, 16Aufl. (1985), S.300 き出しを不可罰的事後行為の典型例として挙げている。Karl 最判昭二五年二月二四日集四巻二号二五五頁。ラックナーは、 Lackner 預金の引

(4)い。参照、 乗車券・パチンコ玉に関して詐欺罪の成立を否定した下級審判例 -八頁。 藤永幸治「不可罰的事後行為」研修三九九号(昭五六年)、 四七 が多

藤永、 同右、 四九頁

(6) (5)大塚仁、刑法概説 (総論)、 一〇六頁

(7) 藤永、前掲、四三頁(

(8)band 2, 5Aufl. (1978), S.338 り得ない」 Maurach-Gössel-Zipf, Strafrecht Allgemeiner Teil Teil Texte, 17 Aufl.), S.135. 従って、当然「窃盗犯は、 み出した……物」(二五九条―傍点筆者)と明記している。StGB (Beck 内藤謙、注釈刑法(6)、 五七一頁。西ドイツ刑法典は、 同時に賍物犯ではあ 賍物を「他人が盗

藤永、 成要件は充足されない」Lackner, a.a.O.. 鈴木茂嗣 「不可罰的事後行為」 刑法の争点 (藤木編)、 前掲、 四二頁。「領得行為の前に委託意思の表明がなければ、横領構 一三四頁。 同旨、

鈴木、同右。同旨、 藤永、前掲、四一頁。

(10)

(9)

(=)

完成し且つ終了する。 成犯である。例えば、窃盗罪は他人の財物の占有を奪うことによって成犯である。例えば、窃盗罪は他人の財物の占有を奪うことによってと称し、これに対立するのが即成犯であるが、この点では状態犯別成(既遂)に一定の時間的な幅の継続を必要とする犯罪⇔」を継続犯後に違法状態を残すか否かである。「構成要件上の行為の実現ないし完前章の冒頭で述べたように、状態犯と即成犯の違いは、犯罪の終了

既遂となり終了する。「公然事実ヲ摘示シ」終ったら、 は摘示行為と共に終了しないということである頃。 可能性で真実と受け取られて現実の名誉低下となるだろうし、摘示さ が発生するが、その発生した危険はどうなるのかと言うと、かなりの はない。法益を侵害された状態が事後に長く残るわけである。もっと 身体機能の完全という法益は侵害された状態にある。名誉毀損罪でも、 状態も終了してくれると有難いのだがそういうわけにはいかない。完 方によっては法益侵害状態を継続させるとも言える。生命という法益 れた事実が更に多くの人に伝播する可能性があり、 全に治癒するまでには、相当な期間の経過を必要とする。その間は、 は一旦侵害されると、その侵害された状態が以後もずっと―永久に とはどういうことなのか。殺人罪は即成犯の典型とされているが、見 旦恥辱的な事実を公表されてしまうと、名誉の回復は容易なことで -継続するからである。傷害罪にしても、 この犯罪は通説では危険犯とされているから、危険の発生だけで 違法状態を残す、換言すると法益侵害の状態を継続させる、 犯罪終了と同時に法益侵害 つまり危険の発生 名誉低下の危険

?。平野によれば、即成犯は「犯罪が終了すると同時に法益は消滅すそこで、従来の定義は修正されねばならないと考える人々が出て来

の点ではやはり状態犯も即成犯のグループに入る。 でいないことである。窃盗罪を例に言うと、他人の財物の占有を奪うな、状態犯の定義が「法益侵害の状態がつづく」場合、と従来と変わったされた定義は、従来のより優れているように思われる。ただ問題期間、生理機能の完全性が消滅していると言える。結局、このようには、状態犯の定義が「法益侵害の状態がつづく」場合、と従来と変わったとは難しい。これらは永久的消滅の例だが、一時的消滅の場合もあことは難しい。これらは永久的消滅の例だが、一時的消滅の場合もある場合をいう。。確かに、殺人罪では、奪われた生命は二度と戻らなの点ではやはり状態犯も即成犯のグループに入る。

い。従って、本権説は、状態犯概念とは両立しないものである。い。従って、本権説は、状態犯概念とは両立しないものである。いから、第三のカテゴリーとしての状態犯を形成するようで結構なの法益であるとする本権説も依然有力ではある。この説だと、盗まれの法益であるとする本権説も依然有力ではある。この説だと、盗まれの法益であるとする本権説も依然有力ではある。この説だと、盗まれいから、第三のカテゴリーとしての状態犯を形成するようで結構なのいから、第三のカテゴリーとしての状態犯を形成するようで結構なのいから、第三のカテゴリーとしての状態犯を形成するようで結構なのいから、第三のカテゴリーとしての状態犯を形成するようで結構なのは消滅しないわけで、即成犯でないことになる。また、継続犯でもないから、第三のカテゴリーとしての状態犯を形成するようで結構なの法が、状態犯から、過害状態が続くであろうか。続かない。では、状態犯では、本当に侵害状態が続くであろうか。続かない。では、状態犯では、本当に侵害状態が続くであろうか。続かない。

とすれば、同じ行為を何度も間断なく繰り返す以外にはない。一回のという行為は瞬間的であるから、撃ち続けるという状態を作り出そうわすから、「状態」とは本来結び付き得ない。例えば、ピストルで撃つもかく、即成犯の性質をもつ状態犯にとっては侵害は瞬間的動作を表継続犯のように、侵害がもともと時間的継続を予定しているならと

るのではない。財物さえ保存できておれば誰の占有であるかは重要で そもそも窃盗罪を犯罪とすること自体が問題になろう。 ないというように、窃盗罪を個人的法益に対する罪と見ないとなれば、 が成立するのであって、加害者が被害者の占有を引継いで代理占有す 益ではなくて財物である。この財物の上に新たな、即ち加害者の占有 害者の立場から見ても消滅するのである。消滅しないで残るのは、 どうか疑わしい。窃盗罪でも、法益は客観的に消滅すると考える方が 的に消滅するわけではない。しかし、このような区別も維持できるか 窃盗罪では被害者の立場からのみ法益が消滅したと言えるだけで客観 益が消滅した状態が続くという点で全く変わりがない。敢えて差異を むしろ妥当だろうからである。即ち、被害者の有していた占有は、 態が続くのである。即成犯にしても状態犯にしても、 ことはあり得ず、従って侵害状態は生じない。正確には、侵害後の状 行為を長びかせて状態にすることは不可能である。窃取にしても同様 ある財物の占有を侵害すれば、同一物につき侵害し続けるという 殺人罪では、誰が見てもつまり客観的に法益は消滅するが、 犯罪終了後は法 法 加

類しておけば足りる。 郷である。犯罪の終了と法益の関係については、犯罪をこの二種に分換言すると犯罪が終了するまでの間法益が消滅している場合、が継続場合」が即成犯で、「法益の侵害がつづくあいだ犯罪もつづくものધ」、類であることがわかったધ。「犯罪が終了すると同時に法益は消滅する満しておけば足りる。

で初めて終了となる。しかし、監禁罪の例で言うと、身体を拘束し行るあいだ、その犯罪事実が継続するものとみとめられゆ」、侵害が止ん度の時間的経過があって既遂になるが、「法益侵害の状態が継続してい継続犯では分離することがある。つまり、犯罪に着手してからある程ところで、即成犯では犯罪の終了と完成(既遂)は常に一致するが、

る(18)。

う「監禁」に該当することとなったとすれば、 とするならば、なぜ三分あるいは十分ではないのか、五分としたこと もない。②仮に、拘束が計一時間で、、着手から五分後に既遂になった ならない。実行に着手した後、 ると同時に犯罪は完成する。しかしだからと言って、従来のように、 犯とされてはいても、 ことが明らかな場合、つまり着手時期が明確な場合は、この罪が継続 の根拠が明らかでない。③拘束が五分間続いてようやく二二〇条に言 のか。⑴先ず、形式的に統一されている方が望ましいことは言うまで 着手時期が明確なのに、行為終了まで犯罪成立を遅らせねばならない 既遂時期が遅れるだけで、やはり犯罪行為終了時に既遂となる。なぜ 後、侵害がかなり継続するというオーソドックスな場合は、それだけ したとしても、犯罪は完成し既遂である、という意味である。着手の 既遂となってからも侵害が続く限り犯罪行為も継続する、と解しては いかと考えられるધ。状態ではなく動作として、他人の自由を侵害す をもってたてこもった場合のように、初めから不当な身体拘束である 時間の拘束も該当すると言わざるを得ない。 これに対して、警察に追いつめられた容疑者が一般市民を人質に 既遂となるのに時間的継続を要しないのではな 殆ど時間的継続なしに法益侵害が終了 全体として見た場合の (4)客観的には同一状態

は

ここで注意すべきは、法益侵害が発生するから、

換言すると法益が

る必要がなくなる。 れたものは、全体的に包括して一罪と認めることができる⑩」から、 では十二の監禁罪で、「同一目的で接着した機会に同一の客体に向けら うことで容認するにしても、一応五分で成立するものならば、 いわゆる接続犯ということになって、敢えて継続犯という概念を立て は人為的で不自然である。仮に、それも事実に対する一つの評価とい として継続している一時間を、五分経ったところで区切りをつけるの 一時間

的で人の身体の自由を剝奪すれば即時に成立するとしなければならな することが多いというにすぎない。つまり、 ればならない理由はないからである。ただ、 的な観点から要請されることが多いとは言え、理論的には、不法な目 を越えたものになっているということを見極めるのに、 は日常生活においてかなりあることなので、 て犯罪が完成し且つ終了すると考えてよい。 継続を要するというものでもないし、即成犯と同じく、法益侵害によっ いたとすれば、 以上の理由から、継続犯は、必ずしも犯罪が成立するために時間的 もし自由剝奪が一時間も続けば、一時間の法益が侵害され、 他人によって不当に行動の自由を奪われるのを甘受しなけ 監禁が終った時点で一日分の自由が消滅してしまっ 何人も、 制約がいつしか適法領域行動の自由に対する制約 時間的継続性は、訴訟法 たとえ極く短時 少々時間を要 一 日

がもともと既遂犯だけを念頭に置いた概念だとすれば、 こともあれば、 とによって法益が消滅する。 かくして、すべての犯罪は即成犯であり、 「終了」のどちらかだけを言えば十分である⒀ 犯罪が完成する時は、犯罪が終了する時である。 彼にとって不本意に終了することもある。 犯罪は、行為者の意思によって終了する 犯罪が終了し完成するこ 「完成」あるい 逆は成立た 即成犯

> である。違法性の規定因子が主観であることから言うと、法益侵害は、 する。殺人罪が終了したのであれば、生命という法益が消滅したので 消滅するのである。例えば、人を殺したところで警官につかまったと るだろう―相手が死んでしまうからこそ、犯罪はその時点で終わるの 殺人罪では従来の、逆転した表現の方が、いかにも適切なように思え 消滅してしまうから犯罪が終了するのではない、ということである。 害(又はその危険)に求める客観的違法論は、正に逆立ちした主張だ 故意・過失を原因として生じた結果である。違法性の実質を法益の侵 違法性の程度から、いかなる法益が侵害されたのかが明らかになるの 法益侵害という客観的事実から導き出されるのではない。むしろ逆で、 る。どの違法類型に該当するか、つまりどの程度の違法性があるかは、 になる。何罪が終了したのかは、もちろん行為者の故意によって決ま 終了したのなら、暴行又は傷害の対象とされた生命が侵害されたこと ではなく、財物占有主体としての生命である。あるいは傷害致死罪が あるし、強盗殺人罪が終了したのであれば、消滅したのは単なる生命 だ、と。しかし、本当はそうではなくて、犯罪が終了するから法益が

窃盗犯人が十俵で終りとしたから、 と言わねばならない。 し二十俵盗もうと考えていたのなら、二十俵が倉庫から消えたであろ 米俵の一杯詰まった倉庫から、 夜のうちに十俵盗まれたとしよう。 十俵の消滅で済んだのである。

重要であるが、それらを勘案しつつ最終決定するのは主観である。 うと思っていたのに倉庫には十俵しかなかったとか、十俵運び出した ことも十分あり得ると反論されるかも知れない。例えば、二十俵盗も 非現実的なことは言うまでもない。ところで、客観が主観を決定する によって犯罪事実が終了すると言えるであろうが、そのような規則の 時点でガードマンが巡回して来たとかである。もちろん客観的事情は 米を盗む場合は十俵までという規則でもあれば、法益侵害の発生 · 子

か、侵害の有無・程度は行為者の判断にかかる。身を潜めてあくまで二十俵を達成するとか、もうこれ以上は無理だと想が外れたので別の日に出直すとか、ガードマンが行ってしまうまで

ため他の諸見解も見ておくことにしたい。件該当性を欠くが故に不可罰とするのが正しいと述べたのだが、念の判明したので、当然不可罰的行為という概念も消える。先に、構成要さて、話を本題に戻せば、状態犯は即成犯と全く同じであることが

註 (二)

(1) 窃盗が状態犯なら「あらゆる結果犯を以い 荘子邦雄、刑法総論〔新版〕、一一二頁

(3) 平野龍一、刑法総論Ⅰ、一三一頁。

(14)

補版〕、一七一頁。 Ⅰ総論、九五頁註⑴。他に、即成犯と明言するのは木村亀二、刑法総論〔増〕「状態犯は即成犯中特殊なものと解する方が良い」青柳文雄、刑法通論

(15) 平野、前掲、一三一頁

(16) 福田平、全訂刑法総論、七七頁。

―八頁。 ―八頁。

―九頁。 着目して、継続犯を接続犯と同類とするのは、平野、刑法総論Ⅱ、四一七的」評価である。高田卓爾、注釈刑法②のⅡ、五四三頁。このような点に図 接続犯が一罪とされるのも「数行為がなし終えられた時点で(の)回顧

時間的継続を要することを意味するのではない」村崎、前掲、二一七頁。)逮捕・監禁が継続犯であるということは、「既遂に達するために結果の

20 藤木英雄、刑法講義総論、三四二頁。

荘子、前掲、一一三頁。 - 完成と終了という二つの基準があるが、重要なのは「犯罪の成否である」

(21)

(=)

れるとする。事後行為も犯罪として成立するが、その処罰は先行行為のそれに含ま行行為の一罪が成立するにすぎないとする説であるのに対し、後者は、後行為(以後、事後行為と略す)は犯罪として成立しない、従って先後が、大きく分けて、一罪説と数罪説がある。前者は、不可罰的事

か、という疑問が数罪説から出されたりもする。そこで先ず、一罪説が犯罪でないとすれば、先行行為が処罰されない場合でも不可罰なのか、先行行為の構成要件が周辺行為まで包括評価することによって、のか、先行行為の構成要件が周辺行為まで包括評価することによって、認が通説であった。しかし、そう解すると、①なぜ別罪を構成しない、という伝統的定義からわかるように、これまでは一罪を構成しない、という伝統的定義からわかるように、これまでは一罪を構成しない、という伝統的定義からわかるように、これまでは一罪を構成しない、という伝統的定義がらわかるように、これまでは一罪を構成しない、という伝統的定義がらわかるように、これまでは一罪を構成しない、という伝統的定義がら担い場合でもある。そこで先ず、一罪説が犯罪でないとすれば、先行行為の構成要件が事後行為まで包括的に評価しているので別罪を構成しない。

から見ていくことにしたい。

処罰を含むことは不可能なので、特別関係と見るべきであろう㎏。 四六)がある。詐欺罪不成立とするのが通説だが、法定刑の重い方が 係の他の例としては、 価であるから、 構成要件に当たると言っても、人を殺すという一個の行為に対する評 を毀損した場合が一般にあげられば」る。 軽い方に吸収されるという矛盾に逢着する。軽い罪の処罰が重い罪の 観念的競合(五四I)としておけば足りるw。 偽貨収得後知情行使(一五二)による詐欺(二 しかし、この例では二つの

ઢ્

見られないということになりかねないからである。 為に法条競合関係を認めることにも、私は反対である㎝。用語を複雑 する法的評価の問題、即ちある行為に対する評価がどこまで他の行為 の点だけである『」と強弁するのだが、賛成できない。複数行為に対 は 損壊のように、ここで問題になっているのは二個の行為である。 ことにも問題がある。 にすれば、議論がいたずらに錯綜し、肝心のテーマに関し何の進展も 用意されている。包括一罪を一個の行為に適用することにも、 を包括的に評価できるかについては、既に「包括一罪」という概念が 結果、一罪が成立するにすぎない場合⑽」を言う。ところが、 る評価だけで十分であり、従って他の構成要件による評価を排斥する **充足するような外観を呈するが、実はそのうちの一個の構成要件によ** 以上、 「用語の問題にすぎない。重要なのは、犯罪の競合があるかどうか 吸収関係という概念自体に疑問がある上に、法条競合とする 法条競合とは「一個の行為が数個の構成要件を 複数行 窃取と 団藤

題的性格を帯びた法条競合で処理してしまう必要があった。もちろん、 たからである。 でなく先行行為の終了時とするためには、どうしても法適用の前提問 しない(し)…犯罪事実の一部をなすものではない⒀」と主張したかっ なぜ一罪説は、それ程法条競合にこだわったのか。「犯罪として成立 数罪説に優る。そして、公訴時効の起算点を事後行為 犯罪が成立しないとする点は、事後行為の不可罰性を

> 包括一罪でも、各行為が独立して一個の犯罪と評価されることはない。 になって、公訴時効や共犯の関係で不都合なのである。 あるから、 ところが、それは数行為を全部寄せ集めて一個の罪と評価するもので 事後行為も先行行為と共に「犯罪事実の一部をなす」こと

ある。 評価』ということは意味をなさなくなる⒀」、との阿部の批判は正当で 壊共犯の成立を認めるのなら「一個の構成要件〔窃盗罪〕の『包括的 損壊も構成要件を充足する行為には違いないからという理由で器物損 成要件の包括的評価ということは、 が一個の窃盗罪で評価されるという意味」でなくてはならず、 言葉の都合の良い所だけを取って組み立てられたのである。「一個の構 て独立してしまう。こうして一罪説は、「法条競合」や「包括」という わなければ、先行行為と事後行為が分離して、事後行為が一犯罪とし するために用いられてきたという歴史に関係するだろう。「包括」と言 ではなぜ、窃盗構成要件が事後になされた損壊をも包括的に評価す 事実的には分離しているいくつかの行為を価値的な観点から統合 というような言い方をするのか。それはやはり、包括という言葉 窃盗行為から損壊行為までの全体 従って、

壊することは、その違法状態の範囲内のものとして……窃盗罪の予想 態が継続することがはじめから予想されており、 成立する」のであるが、事後行為は る構成要件を充足する数個の行為が存在するとき、 合とならない場合でも、本来的一罪の成立する⒀」場合を言う。 を併呑させることによって一罪としたのに対し、両者を対等のものと しない。原則を破る根拠は、 括一罪とは「数個の構成要件を充足する事実が存在するとき、法条競 したまま一罪と評価するのが包括一罪説である⒀。 法条競合論が先行行為と事後行為に主従の関係を認め、 「状態犯においては、 「特殊な場合として」別罪を構成 窃盗犯人が盗品を損 犯罪完成後に違法状 原則として数罪が 虫明によれば、 前者に後 包

の違法行為のそれへと摩り替えられている。 はまれたのうれれているということである。 つまり、違法状態の当然性が、特定できるધり上の方にはならない。 盗品が壊されるのは、窃取のはて当然である。それ故、所謂「違法状態」は、窃盗構成要件の予として当然である。それ故、所謂「違法状態」は、窃盗構成要件の予として当然である。それ故、所謂「違法状態」は、窃盗構成要件の予想するところである。しかし、だからと言って、盗品の毀損までが予想するところである。しかし、だからと言って、盗品の毀損までが予想するところである。しかし、だからと言って、盗品の毀損までが予想するところである。しかし、だからと言って、盗品の毀損までが予想するところである。しかし、だからと言って、盗品の毀損までが予想するところである。しかし、だからと言って、盗品の毀損までが予想するところである。

為の終った時点で先行行為の時効が進行するのであるから、「窃盗行為 期間を論ずるのが判例の立場であ」り、通説も同様である⒀。事後行 ると言うのならともかく、器物損壊への共犯が考えられているのなら 部に加担したということで、 する違法な行為であるので、それに対する共犯の成立することもちろ にかかる前に、窃盗の時効が完成するはずがないからである。そして、 の器物損壊は、 についてすでに公訴時効が完成していた(場合)……事後行為として 可分的に扱い、その最終行為の終了の時を起算点として一括して時効 ことになってくる。公訴「時効は、犯罪行為が終った時から進行する」 ことになる。そうすると先程述べたように、公訴時効や共犯でまずい んであるポ」という点についても、全体で一個の窃盗となる行為の一 (刑訴二五三)が、包括一罪をなす数個の行為については、「これを不 更に、包括一罪説によると、事後行為が先行行為の罪の一部を成す 一罪を構成する部分行為としての事後行為は、構成要件を充足 独自に処罰できるឲ」とは言えない。器物損壊が時効 窃盗への承継的共同正犯や従犯が成立す

別がそらし。。

は、包括一點に、・)は型型によりを記れるによれる。 これは、包括一罪説にこそ向けられるべき批判なのである。 が行為は、そういう意味で「犯罪事実の一部をなすものではない」から、 構成要件該当性がなく、適法行為と同一に扱われることになる。事後 構成要件に該当するように見えるだけで、実際には盗品の損壊は 損壊構成要件に該当するように見えるだけで、実際には盗品の損壊は 損壊構成要件に該当するように見えるだけで、実際には盗品の損壊は 操り返しになるが、一罪説が法条競合に執着したのは、損壊行為に

けだが、「重い罪あるいは一つの罪の『刑』で処断するもので…単純一ない法条競合とはもちろん相容れない。それで包括一罪と結合するわけという立場を採るから、事後行為を構成要件的評価の対象にすらしきた。 「事後の行為も犯罪であるが処分上一罪として取り扱うผ」だ以上のような一罪説のもつ難点から、近年は数罪説が有力になって

行為ニシテ他ノ罪名ニ触ルルトキハ其最モ刑ヲ以テ処断ス」と定めて のために、既に刑法典は五四条一項後段において「犯罪ノ…結果タル 罪の間に原因・結果の関係があれば、ことさら包括一罪とし、吸収一 と、牽連犯では重い方の刑で処断すると規定されているからである。 方が刑の重い場合は不可罰的事後行為とはなりえ㈱」ないのかと言う 重くなるような場合であってはならない匈」のか、換言すると、 ある。なぜ法定刑の点で「前者(先行行為―筆者註)より後者の方が 先行行為と事後行為が牽連犯であり、先行行為の方が刑が重いからで いるからである。 罪と名付ける必要はないと言わねばならない。そのような場合の処理 **罰条だけを適用して処断すべき場合ω」であって、その数個の単純** 在し数個の罰条が適用されうる場合であるにもかかわず、なお一個の 結果たる行為が吸収されるધり。しかし、「現実に数個の単純一罪が存 「占有離脱物横領の後にその物を損壊した場合のように、後の行為の 平野によれば、 これもまた牽連犯だからということで説明がつく。 一罪の一種である吸収一罪を「科刑上の一罪」だと言うのであれ 先行行為と事後行為は「原因・結果の関係にあり、 即ち、事後行為がなぜ不可罰であるのかと言えば、 なぜ

、平野は「目的・手段の関係にあり、手段たる行為が吸収される場他の吸収一罪の例として挙げられている不可罰的事前行為にして

が必要とするのであれば、

罪成立を切り離し、

なば、一身的処罰阻却事由説と変わりがないこと 可罰的であるためには更に可罰的か否かの評価

念にとって混乱をもたらす⑸」だけである。そういう新たな概念を認めれば、山火が言うように「包括的一罪の概的な判例である⑸」。このように、吸収一罪と牽連犯とは重複するから、罪の典型例とされる「住居侵入と窃盗とは、牽連犯だとするのが伝統シテ他ノ罪名ニ触ルルトキ」に該当し、牽連犯である。実際、吸収一合⑻」と定義するから、五四条一項後段の「犯罪ノ手段…タル行為ニ

⒀」からこそ、特別に一罪扱いされるのだとすると、目的・手段関係 たのかも知れない。本来ならば併合罪として加重処罰されるべきとこ ☞ 」─。しかし、この見解の欠陥は、犯罪として成立しているのならな 罪として成立しているが、一罪として処分され、 事後行為は犯罪として成立していない(一罪説) 効果であるから、主従関係によって可罰的評価を受けないとすれば、 行為は常に新たな法益侵害だと言える。 法益を有しているのであるから、先行行為と構成要件を異にする事後 の評価を要することになる匈」とするが、構成要件はそれぞれ る(可罰的評価における―筆者註)主従関係は断ち切られ、 に通ずる。「新たな法益侵害があったときは先行行為と事後行為のかか 等の否定は事後行為の否定、即ち併合罪として処罰すべしということ という、密接な関係で結びついた一個に準ずる行為によってなされる ろ、「一個の行為、あるいは目的・手段、 でないことを表わすため、「処分上一罪」という耳馴れない用語になっ 行為が数個ある場合の科刑上一罪と言えば、 ぜ併合罪として処分されないのか、その根拠が明らかでない点である。 目的・手段の関係がない場合もあるから、併合罪に近いものと考える 事後行為を包括一罪としない数罪説もある。 しかも、 原因・結果(あるいは連続性 牽連犯しかないが、そう 阿部は、 可罰性は犯罪成立 数個の行為「相互に のであり、 事後! 別個独 可罰性と 行為 独自

除判決 者の反対動機の弱さということを問題にして、責任減軽と考えること 張が有力になってきている。例えば親族相盗では、窃盗に対する行為 件のいずれかの(阻却に近い)減軽に還元できるはずであるという主 は不都合である。 し、「刑の免除は法律に規定のある場合に限られる鰤」ので、 五1)を示した上颌、刑の免除を言渡さなければならなくなる。 るのであるから、事後行為については罪となるべき事実等(刑訴三三 説と略す)は、 ないという場合は無罪判決ではなく、有罪判決の一種とされる刑の免 で「実質上は無罪ધ」であるから、刑が免除される理由も犯罪成立要 阻却されると解する」のが通説である『。有罪であるけれども処罰し そのものは成立するが、親族という身分があるために特に処罰のみが お国家刑罰権の発生を妨げる事由為」を言う。親族相盗では、「窃盗罪 る一定の親族関係をいい、 「一身的処罰阻却事由とは、例えば親族相盗例(二四四I)におけ (刑訴三三四)になる。一身的処罰阻却事由説(以後、 事後行為は別罪を構成するということを前提にしてい しかも、刑の免除判決は刑の言渡しがないという点 構成要件該当、 違法、 有責であっても、 刑阻却説 刑阻却

瞭な可罰的評価を置こうとする。 なのである。しかるに二元論は、その上に更にもう一段、 重大な問題であるだけに、慎重な検討が望まれる。犯罪を分析し、構 充実・具体化を目ざす刑法理論を空洞化させる危険性を孕む。即ち、そもそも犯罪と刑罰を切り離す二元論には、刑法の自由保障機能の 言える。それら因子の存否の検討こそが、全体として「可罰的評価」 大な判断の基準を明確にし、刑事司法の適性化を図る努力の現われと 成要件該当性、 ある行為が可罰的であるかどうかは、処罰される者の人権にとっては 違法性、 責任という因子に分解したのも、 もし、その評価の内容が従来と同じ 内容の不明 そうした重

も可能である⑩。

け特別な犯罪成立要件を追加しなければそれの不可罰性を説明できな す必要はないのであるし、もし異なるのであれば、 いという理論的破綻を表すことになろう匈。 成立要件に分解できるのであれば、重ねて二度同じ評価過程を繰り返 事後行為の場合だ

題である。 で述べた構成要件不該当性とはどういう関係になるのか、が最後の課 連犯で説明するのが最も適切ということがわかった。そこで、第一章 結局、平野見解を敷衍することにより、事後行為の不可罰性は、 產

註

団藤総論、 四一九頁。

(23) (22) 呼ぶのは妥当でない」平野、刑法総論Ⅱ(以後、平野Ⅱと略す)、四一一頁。 他編)、二七二頁。 「観念的競合とすべきである」山火正則、判例刑法研究四巻(西原・宮澤 高田卓爾、 着衣につき「器物毀棄という罪が別に成立しているので……法条競合と 注釈刑法②のⅡ (以後、 (2のⅡと略す)、五五九一六○頁。

参照、 で、競合は生じない。 よい」平野Ⅱ、四一一頁。私見では、偽貨による欺罔は詐欺から除かれるの ることによって論理的に決定」できるから、その点でも吸収関係ではない。 偽貨行使は常に詐欺でもあるとすれば、詐欺不成立は「抽象的に比較す |高田、②のⅡ、五六○頁。「吸収関係も一種の特別関係……といって

(26) 高田、 (2) Ø II 五五六頁

団藤総論、 四一九頁註(二一)

四〇九―一〇頁。包括的一罪に一つの事実の場合が入っているが、これは る一罰条の価値的適用が包括的一罪 (の一種) と区別するのは、平野I 一つの事実に対する一罰条の論理的適用が法条競合、二つの事実に対す (41)

引用部分は、法条競合説に対する批判として述べられている。

「法条競合と包括一罪(三)」香川法学四巻一号、一○七頁。この

ラッハも、法条競合は一個の行為に対する評価の問題とする。Maurach-観念的競合にすべしとの山火のもっともな批判がある。参照、註24。マウ

団藤総論、四二〇頁 註(二九)。

阿部純二、判例刑法研究四卷、二四五頁

括的にひとつのものとされる場合」である。山火、前掲、二九四頁。 「包括的一罪は一方の行為が他の行為を包含するのではなく、両者が包

虫明満「法条競合と包括一罪(四・完)」香川法学五巻二号、一〇八頁。

虫明、同右、一四〇頁。

り得ない」阿部、 然後に随伴する」というメルクマールは不可罰の根拠でないことになる。 れるわけだが、処分行為の可罰性が重い時は例外で、処罰されるから、「当 「経済的利用の意思を重視する立場からは損壊はおよそ窃盗罪の目的た 中野次雄、 前掲、二六二頁。窃盗後は必ず何らかの処分行為がなさ 刑法総論概要、一五二頁。

(37) (36)虫明「不可罰的事後行為の法的性格」香川法学五巻四号、 鈴木茂嗣、注解刑事訴訟法中巻(平場・高田等)、二四九―五〇頁。 香川法学五巻二号、三一三頁註(3)。 五五〇頁。

(38)も犯罪性を有することにな」る。瀧川幸辰、犯罪論序説、二六四頁。 阿部、 前掲、二四四頁。 ②のII、五七二頁。「吸収関係であるとすれば、最後の処分行為

罪だけを包括一罪とよぶ(の)……が最も一般的なようである」同、五一 頁。狭義の包括一罪については疑問を感じるが「一個の構成要件の中に 、種の行為態様が規定されているばあい」と定義されている。団藤総論、 沢登俊雄「包括一罪」刑法基本問題60講、五〇九頁。これらの「本来的 一六頁(傍点筆者)。

Gössel-Zipf, Strafrecht Allg. Teil Teilband 2, 5 Aufl., S.313

平野II、 平野川、 四一二頁。 四一三頁。

阿部、

前揭、二四六頁。

平野Ⅱ、 四一六頁。

(47) (46) 平野 II、 四一一一二頁

虫明、香川法学五卷二号、 植松正、 再訂刑法概論Ⅰ、

(48)

(49) 平野II、四一五—六頁。

(51) (50) 山火、前掲、二七二頁。 平野II、四一六頁。

(52) 阿部、前掲、二四六頁。ここでの「目的・手段の関係」とは、

原因・結

果の関係も含むと解される。

(54) (53) 阿部、前掲、二六三頁。法益と行為客体を混同してはならない。「同 平野II、四二〇頁。

(55) の法益に対する再度の侵害」(同頁)という表現には、混同が窺える。

高田、注釈刑法(6)、 藤永幸治「不可罰的事後行為」研修三九九号、四二頁。 一四九頁。

月一九日、新判例体系(刑事訴訟法6)、七四一九頁。

刑訴三三四条には、三三五条一項の適用がある。名古屋高判昭二六年九

(57) (56)

(58) 等、ポケット註釈全書3)七七四頁。 あった場合にのみこれをすることができる」改訂刑事訴訟法(小野・横川 新版新法律学辞典、二八九頁。刑の免除判決は「刑を免除すべき事由

田法律学五号、 判決を明確に「無罪判決の一種」と性格づけるのは、 中武靖夫、注解刑事訴訟法中巻(平場・高田等)、七九三頁。 六三—七四頁。 拙稿「刑の免除」秋

刑の免除

(60) 一身的刑罰阻却事由の多くは、責任を減軽する事由に他ならないと言う 佐伯千仭、 三訂刑法講義 (総論)、三三七頁。

(61) たは怠慢の告白にほかならない」佐伯、 客観的処罰条件とか一身的刑罰阻却事由の承認は、「刑法理論の無力ま 同右、二八五頁

価

いうジレンマにある。

だからこそ、数個の行為があれば数罪と決めてかかる行為説を、「犯罪 されて(いて)、それらが相互に手段・目的または原因・結果の関係に には、 する⑮」法条競合の吸収関係など、いくらでも挙げることができる。 るばあいにも、その中の一 立つ⑭」狭義の包括一罪、「数個の行為がそれぞれ異る構成要件にあた 要件⒀」をもつ結合犯、「一個の構成要件の中に数種の行為態様が規定 その例としては、「独立しても罪となるべき数種の行為を結合した構成 型を構成しているなら、一個の構成要件に該当し一罪のはずである。 の行為であっても、それらが全体として一つに結合しており一つの類 とするものであった。構成要件とは犯罪類型であるから、 る事実が構成要件によって何回評価されるかによって罪数を決しよう ⑻」いが可能になる―と言えば、構成要件説と矛盾する。それは、 なぜ狭義の併合罪にならないのか、ということである。牽連犯の場合、 数罪が成立(し)……広義の併合罪である⑽」。しかし、このような説明 罪として取扱われるにとどまると解している。構成要件説の立場から 牽連犯はなぜ罰せられないのか、という問題に帰着すると言える。「诵 いため数個の構成要件による評価を必要とするのであるから、 () は、 「数個の行為が類型的な結合関係にあるという点で……特殊な取扱 以上述べてきたところから、事後行為はなぜ処罰されないのかは、 いくつかの納得し難い点がある。第一に、数罪であるのならば、 どちらも)一個の構成要件によって評価しつくすことができな 観念的競合も牽連犯も実体法上の数罪であって、ただ手続上一 個の構成要件によって全部を包括的に評価 たとえ数個 当然に

(68)

個の行為の密接な関係を強調すればするほど単純一罪を根拠づけると 成要件説は、基準に忠実であれば狭義の併合罪と言わざるを得ず、 定型を無視するものધ」と非難できたのであった。

らないと告白している。構成要件説は罪数につき「すべてを物語るけ 価という言葉に置き換えたにすぎないからである。従って、当然、構 罪⑯」では、全然基準を示したことにならない。犯罪を構成要件的 れど何も物語っていない」との平野の評は、正鵠を得たものと言える 酌して決まる「刑罰法規の解釈適用の問題である㎞」、つまりよくわか の点につき小野は正直に、犯意・行為・結果などさまざまな要素を参 成要件的評価の回数を決める基準というものが、更に問題となる。こ 評価されるものであるときは一罪…二回の評価を必要とするときは二 更に言えば、この説はもともとが同語反復で、罪数論上どれだけ 値があるのか疑問である。 ある事実が「構成要件によって一回的に

罪)についての確定判決があった場合でも、 ことになるの」し、 は、 と述べた。もし分離すれば、「犯罪なければ刑罰なし」という罪刑法定 要件とする法律効果であるから両者を切り離して考えるべきでない、 中に在るも同条は一罪に関する規定にして数罪の処断方法に関する規 とが、併合罪の一種従って数罪、という先入観念を生み出しているの 罰として取扱われ、その一部についての既判力は、 主義が根底から崩れかねないからである。一罪としての刑を受けるの ではないかという点である。大審院は「刑法第五十四条は併合罪の章 定にあらず⑽」と明言していた。先に、刑罰はあくまで犯罪の成立を 第二に、牽連犯が刑法典第九章「併合罪」の中に規定されてい 犯罪が一つだからと考えるべきであり、 判例が「牽連犯(A罪・B罪) A罪・B罪はいぜんとし だからこそ「訴訟上も一 の中間に他の罪(C 他の部分にも及ぶ

て牽連犯であるとする⑪」のである。

中子のようこで手段目的の関係は事前における担人の生見の問題であることをもって足りると解する『」なら、なおさらである。 の答えである『。原因・結果も、手段・目的と同様、「『通例』そうでの答えである『。原因・結果も、手段・目的と同様、「『通例』そうで内にあり、当然のこととして評価し尽くされている、というのが通説は状態犯である構成要件によって初めから予想された違法状態の範囲犯罪から生ずる当然の結果」でなければならぬと言うなら、事後行為軽い時は犯罪とならず、そのために不可罰なのである。判例が「ある事後行為は、結果たる行為として牽連犯であり、先行行為より刑が事後行為は、結果たる行為として牽連犯であり、先行行為より刑が

いう意味の規定に反する。 「手段若クハ結果タル」即ち主観的あるいは客観的に関連していると段結果の関係が存在すべきものたることを必要とするほ」との理解は、にでも客観的にでも結合していれば、牽連犯となるほ。「牽連犯となるにでも客観的にでも結合していれば、牽連犯となるに。「牽連犯となる観察した場合であるは」と区別すれば、数個の行為がとにかく主観的観察した場合であるは」と区別すれば、数個の行為がとにかく主観的にあるのに対し、原因結果の関係はむしろ行為を事後において客観的に中野のように、「手段目的の関係は事前における犯人の主観の問題で

的通常性ある場合しか牽連犯は認められないとなると、まさに主客転主観的関連性を知る上で最も有力なメルクマールなのだが、この客観行為がいくつであろうと価値的に一個と評価すべしとするのであれば、で不当である。一個の意思・人格態度・目的に起因するのであれば、で不当である。一個の意思・人格態度・目的に起因するのであれば、である間。これを前提に考えれば、客観的事情は行為者の意図を認識である間。これを前提に考えれば、客観的事情は行為者の意図を認識である間。これを前提に考えれば、客観的事情は行為者の意図を認識である間。これを前提に考えれば、客観的事情は行為者の意図を認識によってある。一個の意図を表現している。

為と、窃盗と通例結びつくとは思われない損壊とを同一に扱うのは適 植松は事後行為を吸収関係と見るのだが、吸収関係が経験的事実で判 成要件を抽象的に比較するのならば、窃盗の一形態にすぎない空き巣 されている®」から、むしろ牽連犯でなく不可罰的事前行為とするの 侵入しなければならない。この場合の窃取には住居侵入が 連犯の典型例とされる空き巣の場合、 為との区別が難しくなることである。 切でないと批判できる。 断されるとすれば、盗品の費消・使用など「当然予想される」処分行 についてのみ認められる通常性は、牽連犯の根拠になるのさえ難しい。 い、との反論が出るだろう。しかし、法条競合の特別関係のように構 が論理的である。ここで、窃盗一般にとっては、住居侵入は通常でな 連犯ですらあり得ず、狭義の併合罪と結論せざるを得ない。 が、少なくとも通常ではない烱。となると植松説では、事後行為は牽 せざるを得ないかと言うと、稀にはそういう場合もあるかも知れない 特殊性を強調すればするほど、先行行為に吸収されると言う事後 !である。そして何よりも植松説のジレンマは、 窃取しようとすれば、当然住居 器物損壊を行おうとすれば窃取 併合罪である牽連 逆に、牽

る。 為をも含めて一構成要件で評価するのでない点で包括一罪とも異な 行為が存在しながら一罪という点では包括一罪と似ているが、事後行 は法条競合に類似するが、この場合行為が複数である点が異なる。数 性は、あくまで外見上のことであり、見せかけにすぎない。この点で からである。通説の言う「実質上の数罪」つまり数個の構成要件該当 法定刑の軽い方が構成要件に該当せず、従って犯罪として成立しない では、牽連犯はなぜ一罪として処断されるのか。それは前述の通り、

不該当だからこそ、諸国の「立法例として類が少ない⑽」のである。 牽連犯一罪の理由が、法定刑の軽い方が散歩や読書と同じ構成要件

四条一項の存在意義は大きいのである。 険性が、現実問題として高い。それ故、注意規定であるとはいえ、五なため特別構成要件の理解が不十分なまま数罪が成立せしめられる危置くまでもない内容なのだが、繰り返して言えば、条文の表現が簡潔観念的競合や牽連犯は、法条競合の特別関係と同様、わざわざ規定を

らいう証明のない時に限る、という意味である。という証明のない時に限る、という意味である。とはできないからまえば、もはや損壊について共犯の成立を認めることはできないからまえば、敢えて法定刑の重い窃盗事実を主張することはないだろう、場合に、敢えて法定刑の重い窃盗事実を主張することはないだろう、場合に、敢えて法定刑の重い窃盗事実を主張することはないだろう、場合に、敢えて法定刑の重い窃盗事実を主張することはないだろう、場合に、敢えて法定刑の重い窃盗事実を主張することはないだろう、場合に、敢えて法定刑の重い窃盗犯人は盗品につきいうだけで、理論的には正当でない。例えば、窃盗犯人は盗品につきいうだけで、理論的には正当でない。例えば、窃盗犯人と証明されている。

ある。なぜなら、先行行為が窃盗で、事後行為が損壊の場合、公訴時いるધ」が、正確には法定刑の重い方の行為が終った時と言うべきで牽連犯の時効の起算点につき、「判例は……最後の行為の時だとして

認められることになり、没収を付加刑と定めた九条と矛盾する。数罪説では、刑の軽い罪について主刑が存しないのに、付加刑だけが見ると、この併科が説明しにくい。没収刑に関しては、数罪扱いだからである。牽連犯一罪説だと、刑の最も重い罪につき没収を付加できるのはもちろんで、刑の軽い罪は実は罪でないため、それに関連するるのはもちろんで、刑の軽い罪は実は罪でないため、それに関連するるのはもちろんで、刑の軽い罪は実は罪でないため、それに関連するを収物はあくまで先行犯罪行為との関連で没収されることになり、一九条の適用がある。例えば、窃取した麻薬を所持していた場合は、麻薬取締法二八条一項違反(七年以下)で没収するのではなく、窃盗(十年以下)という「犯罪行為……二因リ得タル物」(一九 I 三号)として年以下)という「犯罪行為……二因リ得タル物」(一九 I 三号)として事以下)という「犯罪行為……二因リ得タル物」(一九 I 三号)として事以下)という「犯罪行為……二因リ得タル物」(一九 I 三号)として事ながはある。例えば、窃取した政刑に関しておくと、牽連犯はからである。最後に没収併科(五四 II)に言及しておくと、牽連犯は対した。

註(四)

かわらず、結合犯に近い性質を帯びさせる」団藤総論、四三四頁。因・結果の関係にあることが、もともと実在的競合の一種……であるにかਿ。高田卓爾、注釈刑法②のII、六一七頁。「類型的な手段・目的または原

(64) 同右、四一六頁。

(63)

団藤総論、

四一四頁註(八)。

(65) 同右、四一九頁。

66 小野清一郎、新訂刑法講義総論、二六五頁:66 同右、四一一頁。

一、法学セミナー一四四号(昭四三)、四二頁。が成立するとき一回犯罪が成立する』ということにほかならない」平野龍၊(8)「一回構成要件を充足するとき一罪が成立するというのは、『一回犯罪

司旨のものとして、大判明四二年一〇月二一日、及び大判明四二年一二月(6) 大判大正四年二月一五日(新判例体系、刑法3、三八五頁。原文片仮名)。

七日(同右、三八三―四頁)。 同旨のものとして、大判明四二年一〇月二一日、及び大判明四二年一二月

70 平野11、四二〇頁

八日集二三巻七号、九五〇頁。公訴時効の期間や起算点についても、判例(ハ)平野Ⅱ、四二二頁。事案は運転免許証偽造に関する最判昭四四年六月一

−田、②のⅡ、六四八頁。四、(当然の結果といえばむしろ不可罰的事後行為のような場合を指す」高の「当然の結果といえばむしろ不可罰的事後行為のような場合を指す」高

は牽連犯を一罪として取扱う。参照、高田、②のⅡ、六五四頁。

(3) 植松正、再訂刑法概論Ⅰ、四三七頁。

中野次雄「併合罪」刑事法講座七巻、一三八八頁

「丘頂。」「一年では、「一回的な構成要件的評価を受けるべき」だからである。団藤総論、四は、一回的な構成要件的評価を受けるべき」だからである。団藤総論、四なぜ拾うのかと言えば、「一つの人格態度によって結合された数個の行為合、即ち類型性はないが行為者が主観的に関連づけていた場合、を拾う。性の認められる最小限度の結合ケースを捉え、次にそこからこぼれた結だ、刑法の対象は責任能力者即ち一般人の行為なので、先ず客観面から類型

77)参照、植松、前掲、四三六―七頁。 一九六三―四頁(傍点筆者)。 一卷七号、一九六三―四頁(傍点筆者)。

(78)

価=犯罪成立といった同語反復的見解になる。 説は前者即ち抽象的価値しか知らないので、前述のように、構成要件的評で評価するには、価値としての類型とはまた別の価値を要する。構成要件総論、一○八頁)とすると、抽象的な類型と具体的な事実を照らし合わせ゛ 「構成要件該当性の判断は……一種の規範的な価値判断である」(団藤

取、騙取、強取があり得る。う。のに現場での損壊が不都合としても、窃盗と結びつくとは限らず、喝損壊が目的なら、盗み出すまでもなくその場で損壊するのが通例であろ

(81) 高田、(2のII、六一六 値松、前掲、四三五頁

植松、再訂刑法概論Ⅱ各論、三六九頁(丸括弧内は筆者)。高田、⑵のⅡ、六一六頁。同旨、団藤総論、四三五頁註(一)。

(82)

(語) 通説・判例は五四条一項の「最モ重キ刑」を、「法定刑として最も重い は十分不利益なのであり、後は量刑の当・不当の問題である、と私は考え な。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 る。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 な。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 な。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 る。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 る。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 る。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 る。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 る。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 る。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 る。たとえ通説に従ったとしても、脅迫して公務を妨害した者に懲役三年、 と解 一種に下限を上げてしまうよ の最下限よりも軽く処罰することはできない」(高田、(2)のII、六四九頁)と解 での表を妨害して傷害した者に懲役一月の判決が下る可能性が、法律上は依 公務を妨害して傷害した者に懲役一月の判決が下る可能性が、法律上は依 公務を妨害した者に懲役一月の判決が下る可能性が、法律とに定める刑の最 は十分不利益なのであり、後は量刑の当・不当の問題である、と私は考えに定める刑のは は十分不利益なのであり、後は量にとなるのである、と私は考える。

(84) 平野II、四一四頁。

とに論ずべしとする。参照、同頁。66 高田、②のⅡ、六五四頁。通説は、本来は数罪との立場から、各行為ご

87 阿部、判例刑法研究4、二四四頁